

東京、神奈川、埼玉から転入される方へ 香取市UIJターンによる起業・就業者等 創出事業"移住支援金"のお知らせ

香取市に移住して働く方に **最大300万円**

世帯移住:100万円 単身移住:60万円の

移住支援金を交付します。

さらに、世帯移住で、18歳未満の方が一緒に移住する場合は、

1人につき100万円を加算します(最大2名分まで)。

※ 様々な要件がありますので、以下をご確認ください。

※ 予算の範囲内での支給ですので、事前の相談をお勧めします。



次の①②③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 移住元 … 東京 23 区の在住者または東京圏※1 から東京23区への通勤者※2
(移住直前※3 に連続して 1 年以上、かつ直近10年間で通算 5 年以上)
- ② 移住先 … 香取市内 (支援金申請後 5 年以上継続して居住する意思があること)
- ③ 就業 … 千葉県のマッチングサイト「千葉県地域しごとNAVI」に掲載された企業への就職、県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用しての就業又は先導的人材マッチング支援事業を利用しての就業である方
- テレワーク … 所属先からの命令等ではなく、自己の意思により移住し、移住元での業務を引き続き行う方
- または
- 関係人口 … 香取市が主催する移住・定住または関係人口創出イベントに規定の回数参加した経験があること(宿泊を伴うイベントは1回以上・日帰りのイベントは3回以上)
- または
- 起業 … 起業支援金の交付決定を受けた方 ((公財)千葉県産業振興センターに審査を受ける必要があります)

※1 東京圏とは、埼玉県、東京都及び神奈川県のことを いいます。
(千葉県は含まれません。)

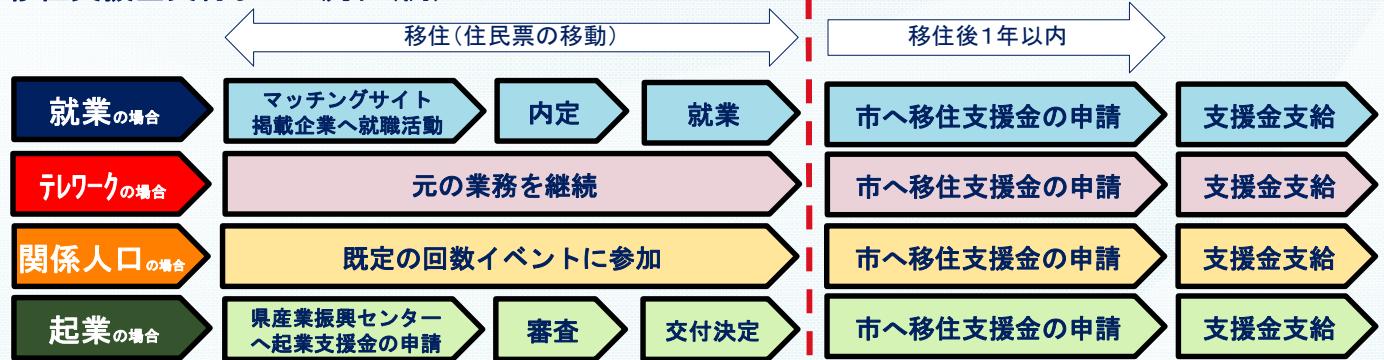
※2 通勤者とは、東京圏のうちの条件不利地域(右記参照)以外の地域に在住し、かつ東京23 区に所在する事業所に通勤(大学等通学期間含む)していた方です。

※3 東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができます。

東京圏の条件不利地域

東京都:檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県:山北町、真鶴町、清川村
埼玉県:秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町

移住支援金交付までの流れ(例)



(お問い合わせ)

香取市役所総合政策部企画政策課 電話 : 0478-50-1206

↓裏面にて、支援金対象者となるかご確認ください↓

支援金対象者確認フローチャート

以下の口をすべて満たしていることを確認してください。

- 令和5年4月1日以降に香取市に転入したこと
- 申請時において、1年以内であること
- 暴力団員でないこと。暴力団と継続して取引・関係等がないこと
- 市民税を滞納していないこと(転入元市区町村)
- 外国人の方の場合は、永住者、日本の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格がある。

はい

いいえ

香取市に住民票を移す直前(※)の連続1年間以上が、以下に該当する期間となっている。(両方の期間の合算もOK)

- 東京23区内に在住していた期間
- 東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていた期間
※通勤の期間については、起算日を香取市に住民票を移す3箇月前までの任意の日をとすることができます。
(例: 令和6年7月13日に香取市に住民票を移した場合、通勤の要件を満たすための連続年間を、令和5年7月1日～令和6年6月30日などとすることが可能。)

はい

いいえ

香取市に住民票を移す直前の10年間のうち、以下に該当する期間を通算すると5年以上となる。

- 東京23区内に在住していた期間
- 東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていた期間

*赤枠の対象期間については、東京圏のうち条件不利地域(表面参照)以外の地域に在住し、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間にすることができます。

はい

いいえ

交付金申請後、5年以上継続して香取市に移住する意思がある

*次の方は移住支援金の返還対象となります

- ・申請日から5年以内に香取市から転出した場合
- ・申請日から1年以内で、移住支援金の要件を満たすために必要であった職を辞した場合

はい

いいえ

以下のうち、いずれかに該当する

- ・千葉県マッチングサイトに掲載された企業への就職である → 就職(一般)型
- ・県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用しての就業である
→ 就職(専門人材)型
- ・テレワークを活用して、移住前の業務を継続している → テレワーク型
- ・千葉県産業振興センターの実施する起業支援金の交付決定を受けている → 起業型
- ・香取市の移住・定住や関係人口に関するイベントに参加したことがある → 関係人口型

はい

いいえ

※下記の型のうち、□全てに該当する型がある場合申請可能です。

就職 (一般)型

- 勤務地が館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町であること
- 就業先が移住支援金の対象企業として「千葉県しごとNAVI」に掲載された日以降に応募し、就職していること
- 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること

就職 (専門人材)型

- 県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して就業した
- 勤務地が館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町であること
- 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加など、離職することが前提ではないこと

テレワーク型

- 所属先企業などからの命令ではなく、自己の意思により移住したこと
- 移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き継ぎを行うこと
- 賃金の支払いを受ける労働者であること(経営者ではないこと)
- 申請者が指揮監督する事務所(=勤務先)が、香取市内に所在していないこと
- 国のデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業で、所属先企業等からの資金提供を受けていないこと(所属先企業にご確認ください)

関係人口型

- 申請時において、労働基準法第9条に規定する労働者、法人経営者又は個人事業主であること
- 以下の要件のいずれかを満たすこと
(1) 本市が主催する日帰りの移住又は関係人口創出推進のイベントに3回以上の参加経験があること。
(2) 本市が主催する宿泊を伴う移住又は関係人口創出推進のイベントに参加経験があること。

起業型

- 申請日までの1年以内に、(公財)千葉県産業振興センターから起業支援金の交付決定を受けていること

※上記を満たす場合でも、その他の要件により支援金が交付されない場合があります。

支援金の対象外です